

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2023年 第1回 一部改正

2023年6月30日 規則 第19号

2023年1月25日 技術委員会 審議

2023年6月26日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2023年6月30日 規則 第19号
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 船級符号への付記

-2.を次のように改める。

-2. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するディーゼル機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶に対し、「*Nitrogen Oxides Emission-TierIII*」(略号：*NOx-III*)を船級符号に付記する。なお、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するため、選択式触媒還元脱硝装置、排ガス再循環装置、二元燃料機関~~又は~~、ガス専焼機関~~又は~~これら以外の技術を使用する船舶に対しては、搭載される装置~~、~~機関~~又は~~技術に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、(1)及び又は(2)の装置を備える機関並びに(3)及び、(4)の機関又は(5)に該当する機関の用途(なお、(5)に該当する機関にあつては、使用される技術を含む。)については、船級登録原簿に注記として記載する。

- (1) 鋼船規則 D 編 21 章の適用を受けた選択式触媒還元脱硝装置を使用するもの：
Selective Catalytic Reduction (略号：*SCR*)
- (2) 鋼船規則 D 編 23 章の適用を受けた排ガス再循環装置を使用するもの：
Exhaust Gas Recirculation (略号：*EGR*)
- (3) 鋼船規則 N 編 16.1 及び 16.7 又は鋼船規則 GF 編 1.1.3-1.~~(2021)~~の適用を受けた二元燃料機関を使用するもの：
Dual Fuel Engine (略号：*DFE*)
- (4) 鋼船規則 GF 編 1.1.3-1.~~(2021)~~の適用を受けたガス専焼機関を使用するもの：
Gas-only Engine (略号：*GOE*)
- (5) 前(1)から(4)以外の技術を使用するもの：
Other Technologies (略号：*Others*)

附 則（改正その1）

1. この規則は、2023年6月30日から施行する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.2 船体構造

3.2.4 座礁又は衝突時における油流出防止（附属書 I 第 19 規則関連）*

(3)を次のように改める。

- (3) **1.1.3-1.**の規定にかかわらず、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶で、1984 年 9 月 1 日以降に建造開始段階にあった船舶は、**鋼船規則 C 編 ~~13.1.1-1.1~~ 編 2.2.1.1-1.及び-2.**に規定される船首隔壁前方のいかなる区画にも油を積載してはならない。また、上記以外の船舶では、**鋼船規則 C 編 ~~13.1.1-1.1~~ 編 2.2.1.1-1.及び-2.**に規定される位置に船首隔壁があると仮定し、その位置より前方のいかなる区画にも油を積載してはならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2023年 第1回 一部改正

2023年6月30日 達 第14号

2023年1月25日 技術委員会 審議

2023年6月30日 達 第14号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

付録II 船体状態評価策

6 検査計画に関する要件

6.1 CAS検査の準備

6.1.1 一般的手順

6.1.1.3 を次のように改める。

6.1.1.3 通知を受け取ったROは、

- 1 会社に対し、CAS検査開始の7ヶ月前までに検査計画調査票(~~Appendix 2~~参照 Survey Programme and Survey Planning Questionnaire for OT and CT)を送付すること、そして
- 2 会社に対し、当該船舶の船体構造部材の許容腐食衰耗限度に変更があるか否かを知らせること。

6.1.2 CAS検査計画書

6.1.2.2 を次のように改める。

6.1.2.2 検査計画調査票は ~~Appendix 2~~ の様式 Survey Programme and Survey Planning Questionnaire for OT and CT をもとに作成すること。

6.2 検査計画書に関する書類

6.2.3 を次のように改める。

6.2.3 検査計画書は、Appendix ~~3~~2 に示す標準様式を使用して作成すること。

6.4 CAS検査の実施

6.4.1 を次のように改める。

6.4.1 CAS検査実施に関する条件、構造部材への交通に関する条件と方法、CAS検査のための機器及びCAS検査中に使用される通信手段は、Appendix ~~4~~3 に示すCAS検査を安全に実施するための強制要件に従うこと。

Appendix 2 を削る。

~~Appendix 2~~

~~(省略)~~

Appendix 3 及び Appendix 4 を Appendix 2 及び Appendix 3 として次のように改める。

Appendix 3

(省略)

Appendix 4

(省略)

附 則 (改正その 1)

1. この達は、2023 年 6 月 30 日から施行する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3 章 ばら積みの油による海洋汚染防止のための構造及び設備

3.2 船体構造

3.2.2 区画及び復原性

-7.及び-8.を次のように改める。

-7. 規則 3 編 3.2.2-3.(1)にいう水密滑り戸は、本編に他に規定のない限り、鋼船規則 C 編 ~~13章13.31~~ 編 2.2.2 の要件を満足するものとする。

-8. 規則 3 編 3.2.2-3.(3)の規定の適用上、「その他風雨密で閉鎖することのできる開口」には、鋼船規則 C 編 ~~23.6.5-2.1~~ 編 14.12.3.1-3.又は鋼船規則 CS 編 21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても、運航上の理由から、機関室又は非常用発電機室（非常用発電機室は、復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合）に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒を含めない。

4 編 ばら積みの有害液体物質による海洋汚染防止のための構造及び設備

4 章 有害液体物質排出防止設備

4.7 SBT

表 4.4.7-1. を次のように改める。

表 4.4.7-1. SBT の容量の要件

ケース	船の中央における喫水条件	船尾トリム条件	追加条件
1	○	○	—
2	○	×	船首喫水 $>0.025L_f$
3	○	×	船首喫水 $\leq 0.025L_f$ 鋼船規則 C 編 16.4.4(1) 1 編 10.6.2.4(1) に適合すること

(備考)

- : 適合
- × : 不適合

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2023 年 7 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の達に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 1.1.2(1)の適用上，選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあつては *IMO* 決議 *MEPC.291(71)*（その後の改正を含む。）にもよる。また，本決議及び NO_x テクニカルコードの適用上，該当する IACS 統一解釈 MPC（MPC30(Rev.1)，MPC58(Rev.1)，MPC59(Rev.1)，MPC74(Rev.1)，MPC77(Rev.1)，MPC106，MPC112(Rev.1)，MPC115(Rev.1)，MPC116(Rev.1)及び MPC125(Rev.1)）にもよる。

1.2 一般要件

1.2.3 を次のように改める。

1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連）

-1. バイオ燃料混合油の取扱いは，次による。

(1) バイオ燃料の混合割合に応じて次の規定が適用される。

(a) 30 %以下（体積比）のバイオ燃料を混合した燃料油は，規則 8 編 1.2.3-1.(1)の要件に適合するものでなければならない。

(b) 30 %超え（体積比）のバイオ燃料を混合した燃料油は，規則 8 編 1.2.3-1.(2)の要件に適合するものでなければならない。

(2) 前(1)にいうバイオ燃料とは，バイオマスに由来する燃料油であり，次の(a)から(f)が挙げられるが，これに限らない。

(a) 廃食油

(b) 脂肪酸メチルエステル (FAME)

(c) 脂肪酸エチルエステル (FAEE)

(d) ストレートベジタブルオイル (SVO)

(e) 水素化バイオ燃料油 (HVO)

(f) グリセロール又はその他のバイオマス由来の液体燃料 (BTL)

(3) 燃料油供給証明書には，バイオ燃料が混合されているか又は，どの程度混合されているかの詳細が記載されること。

-2. 規則 8 編 2.1 の要件に従って認証されたディーゼル機関であつて，バイオ燃料又はバイオ燃料混合油で運転でき，当該機関の承認された原動機取扱手引書における NO_x 基幹部品（critical components），設定値及び運転値に同手引書記載の範囲を超える変更がな

い場合、規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)で規定する要件への適合を確認することなく当該燃料油の使用が認められる。なお、NO_x テクニカルコード 5.3.2 項で要求される ISO 8217:2005 の DM 級又は RM 級の船舶燃料で実施された代表原動機の窒素酸化物放出量試験は、ISO 8217:2005 の後継規格を満たす燃料を含め、運転時に使用する、又は機関の設計上で使用を想定する若しくは、運転可能な全ての DM 級又は RM 級の船舶燃料に対して有効である。

-3. 次の(1)に示す燃料は、(2)の方法により窒素酸化物放出量が許容限度を超えていないことが確認された場合、規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)の規定に準拠したものとみなすことができ、国際大気汚染防止証書の継続発行が認められる。

(1) 次のいずれかに該当する燃料

(a) 石油精製以外の方法により製造される燃料油

(b) 30 % 超え（体積比）のバイオ燃料を混合した燃料油であり前-2.の規定に該当しないもの

(c) 規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)で規定する窒素酸化物放出量の許容限度が、原動機ファミリー若しくはグループの試験台において、明確に認証されていない燃料

(2) 次のいずれかの方法により、(1)に示す燃料を機関で燃焼させた時に、その窒素酸化物放出量が当該機関に適用される許容限度を超えていないことを確認すること。ただし、船上で測定を行う際には、その偏差を考慮し、窒素酸化物放出量の許容限度の 10 % を許容値としてよい。

(a) 船上簡易計測法（NO_x テクニカルコード 6.3）

(b) 船上モニタリング法（NO_x テクニカルコード 6.4）

(c) 試験台における試験方法

~~-4.~~ 規則 8 編 1.2.3-2.にいう「本会が必要と認める船舶」とは、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶をいう。

~~-5.~~ 規則 8 編 1.2.3-4.にいう「本会が適当と認める方法により採取」及び「本会が適当と認める方法により本船上に保管」とは、それぞれ IMO 決議 MEPC.182(59)に従って採取すること及び当該決議で要求される試料のラベルを当該決議に従って本船上に保管することをいう。

附 則（改正その 3）

1. この達は、2023 年 7 月 1 日から施行する。